ふじみ野市少年野球連盟規約

第１章　名称及び事務所

（名称）

第１条　本連盟はふじみ野市少年野球連盟と称し、事務所をふじみ野市体育協会内に置く。

第２章　組　　織

（組織）

第２条　本連盟は原則としてふじみ野市内に居住する学童及びふじみ野市内の小学校に在籍する学童によって編成された少年野球クラブチームをもって組織する。

第３章　目 的及び事 業

（目的）

第３条　本連盟は少年野球興隆発展に寄与し、併せて学童の健全育成、体位向上及び学童並びに関係者の親睦を目的とする。

（事業）

第４条　本連盟は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

１　各種少年野球大会の企画実施
２　所属団体の連絡・指導・並びに交流
３　少年野球技術向上のための講習会並びに指導者研修会の実施
４　審判講習会
５　代表チームの選考・派遣、並びに功労者の表彰・推薦
６　体育協会の行事への参画
７　地域活動の企画実施
８　チーム未加入の学童を対象とした野球教室の実施
９　その他、本連盟の目的達成に必要な事項

第４章　団体登録及び選手・指導者登録

（団体登録）

第５条　本連盟の団体登録は次のとおりとする。

１　原則として、本市の小学校一校で一団体とする
２　登録する団体は団体構成名簿の提出及び年間登録費の納入をすること。
３　登録費は別途細則で定める。

４　年度途中における新規加入者については、随時追加登録を行うことができる。
５　複数の学校区でチームを編成する場合は、常任理事会の承認を得るものとする。

（登録選手の条件）
第６条１　本連盟に登録できる選手は、原則として市内に居住並びに在籍している学童とする。
２　チームの登録は選手の通学している小学校のチームとする。
３　登録団体を退団した選手が他の団体へ入会を希望する場合は、常任理事会の承認を得なければならない。
４　違反した場合は、選手については６ヶ月間の本連盟主催の公式戦出場を認めないものとする。
５　１項並びに２項に該当しない選手が入部する場合は、常任理事会の許可を要する。

（指導者及び団体役員）
第７条１　本連盟に登録できる指導者及び団体役員は、原則として市内在住又は在勤者に限る。
２　登録団体を退団した指導者が他の団体へ入会を希望する場合は、常任理事会の承認を得なければならない。
３　違反した場合は、指導者及び代表については１年間の本連盟主催の公式戦出場を認めないものとする。

（大会登録）
第８条　大会登録は内規に従い大会の都度登録することとする。

（大会参加費）
第９条　大会に参加する団体は、大会ごとに定められた大会参加費を納入する。

（加入申請）
第 10 条　新規団体より加入申請があった場合は、活動状況を調査し、役員会で審議決定する。

第５章　役　　員

（役員）

第 11 条　本連盟には次の役員を置く。

１	会　　長	１名
２	副　会　長	３名（他の役職兼務可）
３	審判部長	１名
４	審判副部長	若干名
５	事務局長	１名
６	事務局次長	若干名
７	会計部長	１名
８	審判事務局	１名
９	会計監査	１名
10	理　　事	各チームより選出の３名
11	派遣理事	必要数（体協、東入間、西部、南部連盟）

（役員の選出）

第 12 条　役員の選出は、次のとおりとする。

１　会長は団体の代表者又はそれに準ずる者及び市内在住の有識者から選出し、役員会で推薦し、常任理事会で決定し、総会で承認を得る。

２　副会長は会長が推薦し、役員会で決定の上、総会で承認を得る。

３　役員会は会長、副会長、審判部長、事務局長、会計部長とする。

４　理事は各チームより選出の３名、審判副部長、審判事務局、事務局次長とする。

５　会計部長及び会計監査は、役員会で推薦し、総会で承認を得る。

（任期）

第 13 条　１　すべての役員の任期は２年とする。但し、再任は妨げない。

２　役員に欠員が生じ、補充が必要と認められる場合、会長がこれを指名する。

（顧問）

第 14 条　本連盟は必要に応じて、特別職（顧問、相談役、審判部顧問等）をおくことができる。

（役員の任務）

第 15 条　役員の任務は次のとおりとする。

１　会長は連盟の代表者として連盟を統括する。

２　副会長は会長を補佐し、大会運営並びに外部連盟及び外部団体との連絡調整を行う。また、会長不在のときは、任務を代行する。

３　事務局長は、会長の事務全般を補佐し、会議の運営を行う。

4　事務局次長は、事務局長を補佐する。
5　会計部長は、連盟会計を担当する。
6　審判部長は、審判部を統括し、審判部の運営を行う。
7　審判副部長は、審判部長を補佐し、審判部の運営にあたる。
8　審判事務局は、審判部の運営に関する事務全般を補佐する。
9　会計監査は、会計監査にあたる。

第６章　会　　議

（会議）

第 16 条　1　会議は、次のとおりとする。

①　総会（該当者：役員、常任理事、理事、派遣理事）
②　役員会（該当者：正副会長、事務局長、審判部長、会計部長）
③　常任理事会（該当者：正副会長、事務局長、審判部長、会計部長、各チーム代表）
④　理事会（理事会において派遣理事は議決権を持たない）
⑤　その他会長が必要と認めた会議

2　総会は毎年１回開催し、次の事項を審議決定する最高の意思決定機関とする。

①　前年度の事業報告及び会計報告
②　今年度の事業計画及び予算計画
③　役員の選任に関すること
④　規約改正に関すること
⑤　その他必要な事項

3　本連盟の目的遂行にあたり必要な場合は、役員会出席者の過半数の賛同を得て、会長は臨時総会を招集することができる。
4　会議は、会長が召集しその議長となる。
5　常任理事会は、特に重要な事項について審議決定する機関である。
6　常任理事会は、次期会長を決定し、総会で承認を得る。
7　常任理事会、総会は構成員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって成立する。可否同数の場合は議長が決定する。
8　役員会は構成員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって成立する。可否同数の場合は議長が決定する。
9　理事会は、大会運営等に関する事項について審議決定する機関である。
10　正副会長会議は、必要に応じ会長が召集する。
11　会議に出席できないものは、委任状をもって議決権を代行させることができる。

第７章　会　　計

（会計年度）

第 17 条　本連盟の会計年度は３月１日に始まり、２月末日に終わるものとする。

（経費）

第 18 条　本連盟の経費は、登録費、大会参加費、体育協会助成金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

（登録費等の返金）

第 19 条　納入された登録費等については原則として返金しない。

第８章　専門委員会

（専門委員会）

第 20 条　本連盟の事業を遂行するため、必要に応じ専門委員会を設置することができる。

第９章　補　　則

（規約改正）

第 21 条　本規約の改正は総会の議決を経なければならない。

（細則）

第 22 条　その他、本連盟の目的達成に必要な細則は常任理事会で審議決定する。

第 23 条　第２条について、市外に居住する学童の入会は予め連盟に申し出て常任理事会の承認を得るものとする。

［附則］

この規約は、平成 29 年 4 月 23 日から施行する。

ふじみ野市少年野球連盟　細則

第１条　本連盟の年間登録費は、１チーム　２０，０００円とする。
第２条　ふじみ野クラブのスタッフは会長が任命し、各チームはふじみ野クラブの運営に協力する。
第３条　各チームは、本連盟の目的の学童の健全育成の観点から、毎月１回は使用グランドや周辺の清掃活動を行う。
第４条　練習終了後における帰宅の安全管理を行う。
第５条　この細則の改正は、役員会で審議決定し、理事会にて報告する。

この細則は、平成 29 年　月　日から施行する。

ふじみ野市少年野球連盟慶弔規定

第１条　連盟の慶弔については、この規定による。

１	死　亡	理事、派遣理事、登録審判員	１０，０００円
		理事、派遣理事、登録審判員(同居の親・子)	５，０００円
２	病気見舞	理事、派遣理事、登録審判員 ＊１ヶ月以上の入院の場合	５，０００円

第２条　各大会　お祝い金　５，０００円～１０，０００円
第３条　連盟役員　退任による記念品等　正副会長にて判断
第４条　その他前条に該当なく慶弔の必要のある場合は、役員会にはかり、決定するものとする。